

第2章 計画の基本的事項

第2章 計画の基本的事項

1 計画の役割と位置づけ

本計画は、「西東京市環境基本条例」に基づき策定するもので、以下の役割を持ちます。

■ 望ましい環境像と実現のための目標・基本方針の提示

西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示すものです。

■ 各主体の行動指針と取り組み内容の提示

地域住民、事業者、民間団体、行政機関などの協働により、人と自然が健全に共生し得る、環境への負荷の少ない市民社会を創造するため、それぞれの行動についての指針と連携に関する取り組みを示すものです。

■ 個別計画や事務事業への環境配慮を要請

「西東京市基本構想・基本計画」の理念を環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求めるものです。

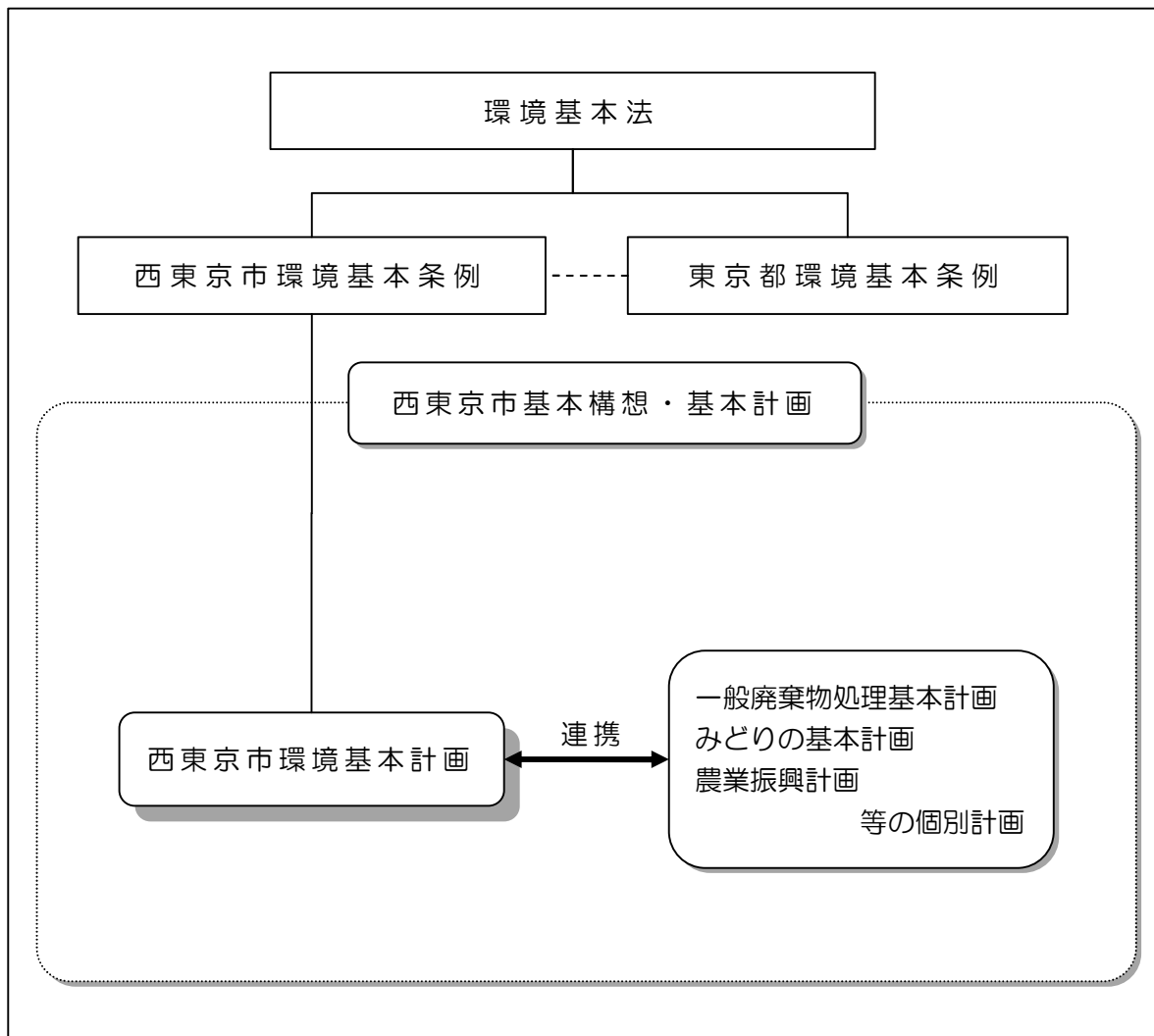
■ 取り組むべき課題と取り組み体系の提示

地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、取り組むべき課題と取り組みの体系を示すものです。

■ 広域的な連携施策の提示

西東京市が国や東京都、他区市町村と連携をとりつつ進める環境保全に関する施策の大綱を示すものです。

図3 計画の位置づけ



2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例の基本理念と共有します。

■ 基本理念

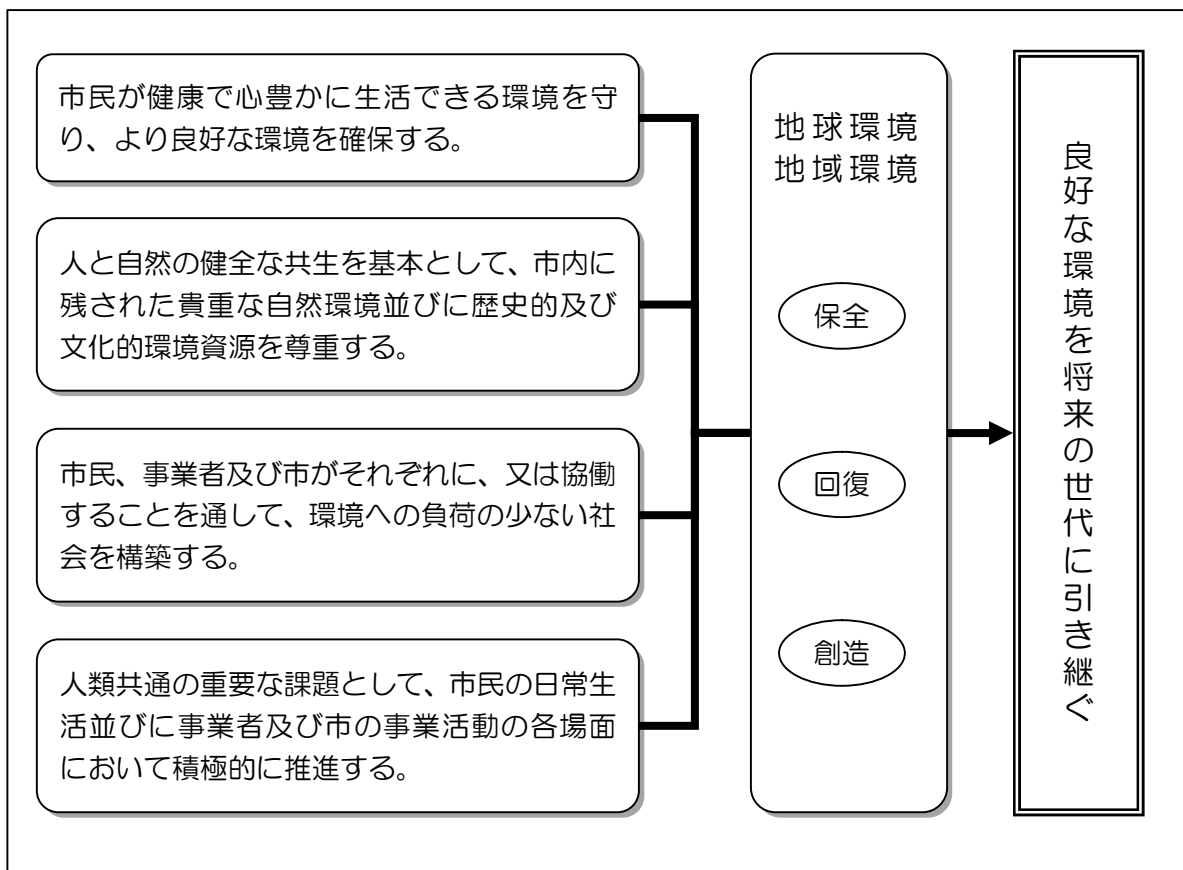
環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行う。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行う。

環境の保全等は、市民、事業者及び市がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行う。

環境の保全等は、人類共通の重要な課題として、市民の日常生活並びに事業者及び市の事業活動の各場面において積極的に推進する。

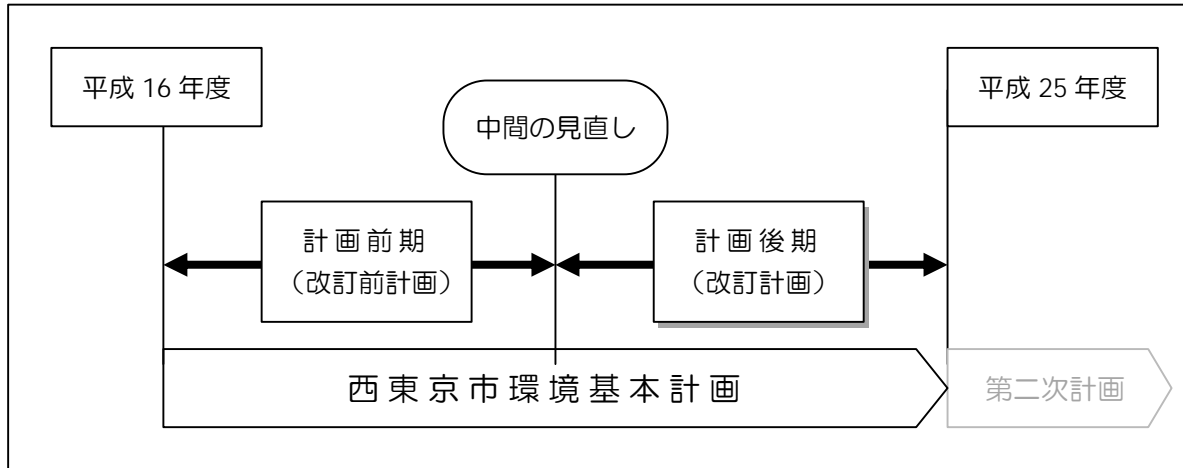
図2 計画の基本理念概念図



3 計画の期間

改訂した計画の対象期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

図 4 計画の対象期間



4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、西東京市全域とします。ただし、地球環境や周辺市域への影響を考慮し、本市単独で容易に解決できない課題、問題については、国、東京都、周辺自治体と連携を図り、その役割を分担するものとします。

5 計画の対象範囲

良好な環境を将来世代に引き継ぐために必要な取り組み全てを計画の対象範囲とします。

6 計画の主体と各主体の役割

良好な環境を将来世代に引き継ぐためには、市民、事業者、市の各主体が西東京市環境基本条例に定めるそれぞれの責務を認識し、それぞれが役割を果たしながら連携・協力することで環境を守り育てていく必要があります。そのため、本計画の主体は、地域の構成する市民、事業者及び市とし、各主体の役割は西東京市環境基本条例に定める以下のとおりとします。

表 1 各主体の責務

各主体の責務	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境の保全等に関心を払い、必要とされる知識を持つとともに、環境の保全等に向けた行動をとるよう努めなければならない。 ◆ 日常生活において、廃棄物の減量及び分別、緑の育成、省エネルギー、節水、公共交通機関の利用等を行い、環境の保全等に努めなければならない。 ◆ その所有又は管理に属する土地、建物等について常に適正な管理を行い、地域の良好な生活環境を損なうことがないよう相互に配慮しなければならない。 ◆ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 事業活動に伴う公害の発生を防止するため、環境管理体制等の構築に自ら努めるとともに、公害を発生させた場合は、自らの責任と負担において環境の回復等に必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境の保全等に必要な技術の研究開発を積極的に進め、必要な情報の提供に努めなければならない。 ◆ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。 ◆ 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その事業活動に伴う公害の発生を防止するために、環境の保全等に配慮し、環境への負荷の低減その他の必要な措置を講ずる責務を有する。 ◆ 資源の再生利用及びエネルギーの合理的かつ効率的利用、廃棄物の発生抑制及び適正処理、緑の育成等を推進し、環境への負荷の低減に努めなければならない。 ◆ 環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、これを推進するために関連するすべての部署が横断的に協力する体制を整備しなければならない。 ◆ 環境の保全等に関して市民及び事業者の意見が反映されるために必要な措置を講ずるものとする。 ◆ 国、東京都及びその他の地方公共団体と連携し、環境の保全等に必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

※ 西東京市環境基本条例 第4条、第5条、第6条

